

## 特記仕様書 [共通編]

- 1 本業務は、特記仕様書及び広島市調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）（令和7年9月）により施行すること。
- 2 業務の概要について  
本業務は、太田川緑地（祇園新橋～祇園大橋）の実施設計を行うものである。  
詳細については、各業務編に明示する。
- 3 照査技術者の配置について  
本業務においては、照査技術者を定めるものとする。  
資格要件：本業務における管理技術者と同等の能力を有する技術者
- 4 再委託等について  
本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 5 関係機関との協議について
  - (1) 本業務においては、関係機関（所轄警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等）と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保するものとする。
  - (2) 本業務においては、事前に各占有者（NTT、中国電力、広島ガス、水道局等）と協議の上、実施すること。
- 6 情報共有システムの試行について
  - (1) 受注者が希望する場合に、情報共有システムを利用すること。
  - (2) 受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図ること。
  - (3) 広島県工事中情報共有システムを使用すること。
  - (4) 実施に当たっては、別に定める「広島市発注土木工事及び建設コンサルタント業務等における広島県工事中情報共有システムの利用手引（試行用）」に基づき実施すること。
- 7 電子納品について
  - (1) 本業務は、電子納品対象業務である。
  - (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。
  - (3) 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること。
  - (4) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 8 打合せ協議について  
本業務における打合せ回数は、着手時、中間時（2回）、成果物提出時の計4回を予定している。  
なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立会うこと。
- 9 ウィークリースタンス実施要領の適用について  
本業務は「広島市ウィークリースタンス実施要領」の対象業務である。実施要領に基づき、以下のとおり取組むこと。
  - (1) 着手時の協議において、取組目標を確認し打合せ記録簿で提出すること。
  - (2) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組状況の確認及びフォローアップを行い、打

合せ記録簿で提出すること。

- (3) 業務完了時に、実施結果を受発注者双方で確認し、実施結果報告書に記入、打合せ記録簿で提出すること。

#### 10 遠隔臨場の試行について

本業務は、受注者希望型による遠隔臨場の試行対象業務であり、実施に当たっては、別に定める「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施するものとする。